

令和5年度秋の年次公開検証（「秋のレビュー」）

（1日目）

持続化給付金（コロナ関連）

令和5年11月11日（土）

内閣官房 行政改革推進本部事務局

○出席者

司 会：柴田行政改革推進本部事務局次長

河野行政改革担当大臣

土田内閣府大臣政務官

評価者：伊藤伸評価者（取りまとめ）、デービッド・アトキンソン評価者、

池田肇評価者、上山直樹評価者

府省等：経済産業省

○柴田事務局次長 それでは、ただいまより令和5年度秋のレビューを開催いたします。

本日、司会進行を務めます内閣官房行政改革推進本部事務局次長の柴田と申します。よろしく願いいたします。

本年度の秋のレビューでございますけれども、本日と明日の2日間にわたりまして、合計10のテーマについて議論を行う予定でございます。

それでは、まず初めに、河野大臣から御挨拶を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

○河野行政改革担当大臣 おはようございます。

国会中ということもあり、土日の開催にならざるを得なかったこと、また、土日休日出勤になってしまったことをおわび申し上げます。また、メンバーの皆さんにもお礼を申し上げたいと思います。

現在の財政状況を踏まえると、限られた資源をいかに有効に使うかということを考えなければいけないと思います。そういう意味で岸田総理のリーダーシップでデジタル行財政改革がスタートいたしました。国民の利便性の向上と行政の効率化、そして、限られた資源を最大限有効に使う、これを同時に達成していかなければならないと思います。今日、それから、明日、レビューを2日にわたってやらせていただきますけれども、そういう観点からしっかり御議論をいただきたいと思います。

まずコロナの関係の事業を取り上げますが、コロナという、言わば未曾有のパンデミックでございました。どういうウイルスかも分からない中、先も見えない中での対応でした。そこはそういうことなのだろうと思いますが、またいずれどこかの時期にパンデミックが来るのだろうと思います。そのときに今回の経験を踏まえて何をしなければいけないかという、次につながるような御議論をお願いしたいと思います。

今回、幾つか基金を取り上げます。本来単年度主義であるはずの予算の例外として基金があるわけですが、例外である以上、終了時期が明確になってなければいけないと思いますし、何を達成するのかという成果目標が必要だと思います。そういうものがきちんと定められているか、そして、狙いどおりの成果を上げているか、しっかり御議論いただきたいと思っております。

また、今回は予算事業に限らず、言わば規制の分野でも議論をいただくものも取り上げております。この2日間、やや詰め込んだ感がありますが、活発な御議論をいただきたいと思っております。

これは説明者の皆さんにお願いをしたいと思います、しっかりレビューシートに基づいて御説明をいただきたいと思っております。ややもすれば、レビューシートは置いておいて、別の資料で説明をすることがまま見受けられましたが、レビューシートが説明に適しているようにきちっと書かれているかというのも大事だと思っておりますので、どうぞよろしく願いしたいと思います。

○柴田事務局次長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまより最初のテーマでございます「持続化給付金（コロナ関連）」について、議論を始めたいと思っております。

議論に先立ちまして、本テーマを御担当いただきます評価者を御紹介させていただきます。

株式会社小西美術工藝社代表取締役社長、デービッド・アトキンソン委員でございます。

野村證券株式会社常務、池田肇委員でございます。

政策シンクタンク構想日本総括ディレクター、伊藤伸委員でございます。

ウィザーズ弁護士法人パートナー、上山直樹委員でございます。よろしく願いいたします。

なお、本テーマの取りまとめは、伊藤委員にお願いをいたします。

出席省庁は、経済産業省でございます。

本テーマには、河野大臣と土田大臣政務官に御出席をいただいております。

それでは、議論に入ります。

まず初めに、事務局から主な論点などについて、御説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、コロナ関連事業である持続化給付金の概要について、御説明いたします。

本事業の目的は、コロナ禍の影響を受けた中小法人・個人事業者の事業継続を下支えするため、事業全般に広く使える給付金を支給するものであります。

支給金額は中小法人が200万、個人事業者は100万円が上限となっており、令和2年5月1日から翌年の令和3年2月15日までの9か月半にわたり申請受付がされました。

申請方法は電子申請によることとされ、電子申請が困難な事業者の方々への対応として、全国に延べ620会場における申請サポートなどが行われました。

給付事業を担った受託業者は2者となっておりまして、8月末までの4か月間はサービスデザイン推進協議会が、翌9月から翌年2月15日の5か月半はデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー社が担いました。

以下、これら2者の受託会社の給付実績や執行体制について、御説明いたします。

サービスデザイン推進協議会は合計336万件、4.4兆円の給付を処理し、その経費は合計669億円となっております。

執行体制としては、同協会から電通等の事業者に対し再委託が行われ、九次下請までの体制となっていました。

一方、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザーは合計88万件、1.1兆円の給付が処理し、その経費は合計306億円となっております。

執行体制としては、同協会からの再委託により四次下請までの体制となっております。

これらを踏まえ考えられる主な論点は、以下のとおりでございます。

一つ目は、事業執行に当たり、再委託や複層的な外注を重ねたことにより、支出の無駄や非効率な業務が発生していなかったか。十分な情報開示がなされたか。

二つ目は、給付金の支給額についての十分な効果検証がなされたか。

三つ目は、今後の危機に備え、デジタル技術の活用を踏まえた事業者への適切かつ迅速な給付の在り方について、検討するべきではないか。

事務局からは以上でございます。

○柴田事務局次長　続きまして、経済産業省から事業概要等について、御説明をお願いしたいと思います。

御発言の前に役職とお名前をおっしゃってから、御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○経済産業省　よろしく願い申し上げます。中小企業庁事業環境部長の山本でございます。

レビューシートの事業の目的を御覧いただきますと、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う種々の影響により、中堅、中小、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、その他各種法人等の業況に大きな影響が出ているため、これらの事業継続を支えるため、使途を限定しない給付金を給付するものでございます。

私どもの補足資料の1ページを御覧いただきますと、先ほど事務局からの御説明にあったものを一覧にしておるものでございますけれども、制度概要の対象事業者、その他各種法人等について、補足をさせていただきます。

中小企業庁は、従来から中小・小規模事業者向けの補助金、数万者を対象にするようなものを含めて実施しておりましたけれども、この持続化給付金につきましては、それらに加え、中小企業庁が従来直接には対応していないもので、例えば医療法人、農業法人、学校法人、その他の公益法人のようなものも対象になっておりました。

このあたりは、審査やその他について、実際にその事業者が活動しているのかどうかということも含めて、どのように確認するかといった審査の面での対応が必要となったもの

でございます。

2 ページを御覧いただきますと、申請件数・倒産件数の推移ということで御参考につけております。結果としての数字は、先ほど1 ページにあったものでございますけれども、5月1日からの給付申請開始ということだったわけなのですが、ちょうど1か月ちょっと前、3月28日に本事業の実施が指示されております。4月7日に緊急事態宣言が発せられております。

その後、5月1日からの申請開始ということで、当時、迅速に給付金を届けるということが求められた対応でございましたので、そのような要請に応える対応をしたものでございます。実際、5月の申請件数は143万件、6月は100万件ということで、非常にこの資金を求められたということがこの図でございます。

右側の申請件数の割合につきましては、個人事業主が3分の2を占めるという結果になっておりまして、これは後ほどの様々な課題にもつながってまいります。

3 ページでございます。これは先ほど事務局の御説明の資料にもございました。レビューシートには資金の流れということで書いておりますが、九次の複層になったところを表現するために、このような表を提示させていただいております。

ここで様々な指摘を受けた九次下請という形になったものではありますけれども、これらの申請サポート業務というところが対応項目でございました。給付金の申請をデジタル手続で完結して実施するに当たりまして、申請の支援を行うためのものでございます。

例えばブロックごとの実施体制を検討し、都道府県ごとの実施体制を検討し、都道府県内でも地理的な固まりがございますので、その県内地域の対応を検討しということで、全国で延べ561会場ということになりました。加えて、それでは十分ではないということで、出張サポートを326拠点実施したものでございます。

これは事業を実施する過程で最終的に九次下請というようなところまでいったものでございまして、給付申請開始後、この体制になったのは、7月末にこのような形での報告を受けたものになっております。

右側は、9月1日からの給付に関しましてのデロイトの体制になってございます。こちらは延べ59会場ということで、出張サポートは162拠点で実施しております。

4 ページが資金の流れでございます。それぞれの元請、一次請とその先の外注についての数字を記載させていただいております。

例えばこの中で左側のサービスデザイン推進協議会の一般管理費等につきまして、その後の経済産業省における会計ルールの検討の過程において、扱いが変わっていることも付記させていただいております。

5 ページでございます。当時、事前接触時の公平性、多重委託構造再委託比率の高さについての指摘がそれぞれで行われまして、これらにつきまして、5 ページの右側、調達等の在り方に関する検討会におきまして、経済産業省の調達ルールを厳格化しております。これはレビューシートに書かれてございます指摘と対応、会計検査院からの指摘もあった

わけでありませけれども、それを更に詳しく書かせていただいたものでございます。

最後、6ページでございます。このような給付金につきましては、デジタル完結で行ったわけですが、その際に利用させていただきました様々なもの、申請、審査、口座の確認と振込のそれぞれにおきまして、システム対応を行いました。ワンストップでのデジタル手続になりまして、安定的な稼働で実施したものでございます。

ただ、課題につきましては、申請時、審査時、振込時、それぞれ発生しておりまして、先ほど申し上げました個人事業主の申請に伴う不正受給も発生いたしております、現在でも対応中でございます。

なお、現在の中小企業庁の補助金申請につきましては、末尾の※でありますけれども、gBizID・J グランツ等活用し、完全電子化を実現しております。先ほど事務局からもありました、また、大臣から御指摘もありましたが、万が一仮にこのような給付金をもう一度実施する際には、5ページ、6ページの右側の課題は、現時点においても再度直面せざるを得ないと考えておりますので、この点についての対応は必要にならうかと存じます。

私からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

○柴田事務局次長 ありがとうございます。

それでは、これから議論に入りたいと思います。

先ほど事務局からお示しさせていただいた主な論点の中身なども踏まえまして、御議論をいただければと思っております。どなたからでも結構でございますので、御意見、御質問等あれば、お願いいたします。上山委員、お願いします。

○上山評価者 上山です。よろしく申し上げます。

もう大分議論もされてきているところだと思うのですが、最初の段階の再委託・外注について、提案書に再委託比率に関する記述もなく、どの程度の業務量が再委託・外注することを想定して技術提案したかが明確になっていなかったと記載されているわけなのですが、どうしてそのあたりを確認することをされなかったのですか。

○柴田事務局次長 お願いします。

○経済産業省 ありがとうございます。

再委託の実施につきましては、提案の時点から提案者からございました。再委託をどの程度まで実施するかにつきましては、最初、サービスデザイン推進協議会からは一次請、二次請までで対応する計画ということで受けておったわけですが、先ほど御説明もさせていただきました申請サポートにつきましては、その後、実際に実施をしなければいけない、対応しなければいけないものへの対応ということで、結果、地域におけるしっかりとした申請サポートができる体制を構築していく過程において、九次までとい

うような形になったものでございます。

○上山評価者 当初は二次請までと言っていたものが九次まで伸びました、そうですかで済む話なのでしょうか。そもそも最初の段階で何が必要でどこまで必要か、そういったところは検討されないままで、時間がなかったというのは分からなくはないのですけれども、それで九次までいってしまうところの流れはそもそもどうなのでしょう。

サービス推進協議会とデロイトを比べて、サービス推進協議会は九次で、デロイトは四次です。会場などの数も違うようにも見受けられますけれども、その違いはどこから出てきているのですか。サービス推進協議会についても、もう少し複層化を減らすことはできなかったのでしょうか。

○経済産業省 お答えいたします。

今、上山先生に御指摘いただきましたように、十分なリードタイムというか、準備時間を確保でき、かつ数次における副次的な下請構造、外注構造を基本的にはあまり取らないようなことをあらかじめ方針として持っていれば、それはできたと思います。

ただ、今回につきましては、今、先生もおっしゃっていただきましたように、日本全国の地域での多数のサポートの体制をつくっていかなければいけないという対応事項について体制を整えている形で、結果、こうなりましたということでございます。

先ほどの御説明でも触れましたけれども、何重にもわたる外注の構造につきまして、その後、経済産業省も各方面への説明と、また、通常の確定検査以上の検査、調査を行った上で、それをお示しする対応を求められたことにもなっております。

これらの事例を踏まえて、会計検査ルール上、現状の50%以上の外注を行う際にはあらかじめしっかり中身を精査し、それについての検討事項もこうだというようなことを整えた結果となっております。

○上山評価者 もともと再委託については、委託ガイドとか、再委託のガイドみたいなものもあったわけですね。それにも50%以上の場合はきちんと理由を確認する、精査するといったようなものがあるが、理由を示しなさいとなっていたけれども、今回はされていないのか。書かれていたのですが、細かくきちんと説得的なことは書かれていないと理解しているのですけれども、そうなのですか。

気になっているのは、要はルールを決めたところで、その運用がいいかげんだったらどうしようもないではないかというところで、運用のところをどのように変えていくのか、そういったところをまずは聞かせていただければと思います。

○経済産業省 外注につきましては、50%を超えるか、超えないかというところの設定は、当時はなされておりました。

他方で、外注をする際の様々なルールについては、その当時もございました。なので、論点としては、その後、50%以上を外注する際にはこのような形であらかじめの審査をして、契約をしていかなければならないというルールができておりまして、これについて、現状は適用されていることになってございます。

○上山評価者 当時はなかったということなのですか。

○経済産業省 当時は50%以上について、現行のルールのような形で示されている指標等々はございませんでした。これはその後に設定されたものでございます。

○上山評価者 当時は主要な部分の丸なげも許されていたということですか。

○経済産業省 何の丸投げでしょうか。

○上山評価者 委託事業を受けるときに元請先が主要な部分を二次請以降に流すような話だと、当然の話なのですけれども、元請の意味がない。そういった部分は禁止されているものだと思うのですが、そういったルールもなかったのですか。

○経済産業省 事業費を二重計上しての請求は当然過大請求になりますので、それはいけないというような形だと思います。

○上山評価者 そうだと思いますけれども、当時は見ていなかったという話なのですか。

○経済産業省 官房会計課長の浦上と申します。

若干補足をよろしいでしょうか。上山先生の御指摘で、正直、事業が始まる前の段階では、ルールに細かな規定が十分になかったということだと思っております。その後の反省を踏まえて、調達等の在り方検討会を省内で開催いたしまして、新しいルールを設定しました。この事業を始めたときには、先生がおっしゃった50%以上の再委託の場合はきちんと確認をすることもございませんでした。その後に議論などを経て、こういうルールが設定されたということでございます。

根幹の事業を再委託しないことについても、率直に申し上げて、その時点でそういうことの規律がなかったのは、ルールに若干の不備があったという見方もあろうかと思えます。ただ、その後の反省を踏まえて、いろいろなルールが付け加わったというのが時間軸上の事実関係でございます。

○上山評価者 もう一つだけ教えてください。後からの検証というのはそれなりにされて



いるという理解なのですけれども、その検証の結果、例えば今回のような九次請まで行っているのは正しい形だったのですか。

○経済産業省 確定検査を行わせていただきまして、事業の実施体制としては、このような形を前提に適切に今回の事業費が使われたかどうかについて、確認をさせていただきまして、確認の結果、このような形での支払いという形になったものでございます。

○上山評価者 検査報告書も拝見したのですけれども、確かに各経費の支払いについては、エビデンスをベースに確認して、適切であったという形で書かれているのですが、そもそも九次まで伸びると、個別の経費が正しいにしても、余分な間接費が増えるのは間違いありません。個別の話ではなくて、そここのところの九次まで行く必要があったのかというところをお聞きしているのです。

先ほども言いましたけれども、デロイトのときは四次で終わっているわけです。それが当初は九次まで行っています。そここのところは後から見てどうなのでしょうかという話です。

○経済産業省 先ほどのお答えと繰り返しになってしまいますけれども、九次の下請については、申請サポート及び出張キャラバンの体制として適切に実施された体制でございませぬ。

○上山評価者 もう一つ言わせていただくと、最初のとときと後のとときで拠点の数も大分違うのではないですか。もちろん最初のほうがよりたくさん申請があったので、多いのだらうと思うのですけれども、拠点の数の適切さなども検証はされてらっしゃるのですか。

それに併せて、さすがに九次は幾らなんでも行き過ぎだと思ってしまうのですけれども、それをそのように思われないのであれば、相当の積極的な説明をされないと、世の中的にはなかなか納得してもらえないのではないかと思います。口先で必要でしたと言うだけではなくて、そこはきちんとそれこそエビデンスを示して、なぜ九次まで必要だったのかというところをディテールのところまで十分に説明いただく必要はあるのではないのかと思います。

○経済産業省 御指摘ありがとうございます。

結果として九次下請までいった形になったところは、今の上山先生のこのような御指摘を受けることも含めて、結果、適切ではないということだと思っております。当時の確定検査事業の事業費のお支払いという形では、不明瞭な点はございませんけれども、複層化することによる、今、御指摘のような点も含めての対応事項が発生しますので、それはできるだけ簡素であったほうが良いということでございます。

申請サポートの会場につきましては、561会場326拠点ということで、まさに先ほど申し上げました様々な事業者の売上げについては、どのように対応したらいいのかというような内容の説明も含めて、この給付金を必要とされる方のお近くでのサポートが必要だという政府の方針の下に整えたものでございます。

現在、確定申告を実施する拠点は全国で500ぐらいになっていると思いますけれども、当初はそのぐらいまでの対応の結果、構築したということでございます。9月以降のところは、今、先生も言及いただきましたけれども、先ほどの申請件数の方のグラフではやや落ち着いてきて、全国自治体数プラスアルファみたいな形での対応ということになったものでございます。

○上山評価者 最後一言だけなのですが、例えば560が今の確定申告などのサポートの数からして適切だということが分かっているのであれば、最初からその程度の人員が必要だというのは分かっているという話で、最初の二次までで足りるという説明自体がそもそも説得的でないという話で、それが7月になって九次になりましたというのはおかしな話で、それなりに必要な拠点があるのであれば、それなりの人員体制を当初の落札を決定するところできちんと精査する必要があったのではないのかと思います。

取りあえず私はこちらで結構です。ありがとうございます。

○柴田事務局次長 伊藤委員、お願いします。

○伊藤評価者 伊藤です。よろしくお願いたします。

先に今の上山さんの論点の複数構造になっているところについては、4ページに書かれていますけれども、もともとは外注費に対して一般管理費を計上することを認められていたということです。

変な話、どれだけ複数構造になっても、結果的に間接コストがそんなに上がらないのであったら、ある意味で効率的だと言えるのかもしれないけれども、結果的にこの当時はまだ一般管理費を認められていた、かつ一般管理費が何%だったらいいいのかというところのルールがなかったから、結果的に高く出ているのではないかというところが疑念だったのかなと思います。

1ページ目にありますけれども、本来の目的はコロナによって売上げが落ちている事業者に対してしっかりと給付をしよう、結果的に5.5兆円の給付をしています。5.5兆円の給付をするに当たって、約1,000億円の間接経費がかかったという見方でいいと思います。これ多分2%ぐらいの間接経費率になっています。

経産省でやっているほかの事業は、委託は少ないけれども、補助金を出した後に複数構造で外注するという流れはほかの事業にもあって、調べてみたのですが、1.5%ぐらいが結構多くて、本来だったらこれだけ全国規模でやっているものほど、当然ロットが大きくな

れば効率化されるという理屈があるはずだけれども、そうっていなかったところが一つの課題だったと思います。

これを振り返ってみて、過去の話がどうだと話ではないのですけれども、今後、同じようなことが起きたときです。同じようなことというのは、短期間で400万者以上に給付をすることは前例がなかったから、当初は大変だったという話を聞いていましたけれども、今後あったときには、振り返ってみて間接経費を抑えることができるかどうかという判断でいくと、どういうふうにお考えでしょうか。

○経済産業省 ありがとうございます。

間接経費につきましては、実施主体がどのような形での管理費を計上するかというところにもよると思います。なので、そのような管理費ができるだけ効率的に実施できる主体に手を挙げていただいて、これを実施いただくという環境を整えて実施すべきというところは、今もこれからも同じ課題だと思っております。

当時、サ推協につきましては、一般管理費の内部規定が非常に小さいものでございまして、このような数字になっており、電通につきましては、10%という形での一般管理費だったものですから、このような数字になっているということでございます。

外注費については、外注分についても当時は一般管理費を取ることによってございまして、委託については取らないという整理だったのですが、その後、民法の改正で成果報酬型委託とか、ちょっと言葉足らずですが、請負と委託の境が曖昧になってきていることもありまして、現行の会計のルールでは、外注につきましては一般管理費を計上することはありません。今回の持続化給付金の事例も踏まえて、また、民法の改正も踏まえて、それぞれの事業ごとの事業主体に必要な一般管理費を計上するという形のルールに変わっているのが現状でございます。

○伊藤評価者 ありがとうございます。

次にルールを決めたから絶対に守れるかというところまた難しいところがあると思っていて、今、お話があった事業に関して一般管理費を計上するという、この事業をどのように捉えるかというところは、私も事業者の立場として考えても幅があり、すごく気をつけなければいけないと思っています。

もう一つ、この問題は、本来は元請であるところがまさに全体の管理、運営、執行、管理をするという観点でいけば、先ほど上山さんからお話があった急に500拠点にする、しないということも含めて、元請がしっかりマネジメントするものだと思うのですが、3年前からずっと指摘をされていたように、サービスデザイン推進協議会をよくよく見てみると、オフィスの実態もないところが報道されていて、これは多分ここをお願いをしたいからというよりは、受けてくれるところがない中で、一般社団法人を経由してその下の事業者に行ったというところだと思っています。

もちろん時間がないとはいえども、どうやったらしっかりとガバナンスが利くような元請が出てくるのかということを考えることができたと感じていて、例えば分割発注をするとか、JVを組むことを広く周知するとかという対策もあり得たと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○経済産業省 ありがとうございます。

まず発注側の経済産業省中小企業庁の立場としては、手を挙げていただいた方の中から選ぶこととなりますので、手続上の問題としてはそうなりますけれども、その結果、今回のサ推協につきましては、冒頭の私からの説明でも触れました数万者を対象としたIT導入補助金をサ推協が元請となりシステムをつくって、これを完結してしっかり実施してきたという実績があったということも当時ではございました。

他方、今、御指摘の中にあつたサ推協ではなくて、例えば一次請の電通が元請になる可能性については、当時も議論があつたと思います。

ただ、この点につきましては、サ推協がそのような形の実績があつたことに加えて、巨額の事業費を電通が元請として受けることは、預かり金のような形になりまして、財務諸表上の影響が出るといった点も懸念点としては言われたことだと思います。

これに対する対応としては、今、伊藤先生から御指摘ありましたように、ジョイントベンチャーのような形も当然考えられると思いますので、今後の事業の実施主体につきましては、様々な選択肢があり得ると思いますけれども、これを危機時においていかに急速に組成できるかということについては、課題はあると思います。

前提として調達等に関する検討会議、経済産業省のその後の会議でも、事業の実施主体については大分議論がなされておまして、例えば国が直で執行する、また、独法が実施することも含めて、それは当然選択肢になり得ますが、これらにつきましては、人員の確保及びその後の運用につきまして、整理と対応が正直フレキシブルにできるわけではないということだと思いますので、そのようなメリット、デメリットがあると思います。

ここは民間の力を借りてということになるかと思いますが、今後、そのような給付金が仮にあつたときにどのような実施主体をお願いできるかということについては、日々の様々な補助金の実施事務を通じて、ワーキングをしていく必要があると個人的には感じております。

○伊藤評価者 サ推協はIT導入支援補助金も同じスキームで受けていた実績という話ではあるのですが、そこも結果的には一緒に、サ推協が付加価値をつけてやっていたかというよりは、同じ構造、一次請、二次請、三次請の中でやってきました。

経産省の場合、委託事業はこれだけかもしれないけれども、補助事業の中では同じスキームがかなり多くあって、普通は元請になるところがしっかりと能力があつて、その中でできない部分を場合によっては再委託をするということだと思いますが、これを見て

いると、どうしても再委託ありきで受けています。

ありきで受けるのだったら、先ほどお話があった最初からジョイントベンチャーを組んで、そのグループの中でやるのだという仕組みを、3年前は時間がないから大変だったかもしれないですけども、今後はそこを考えていかなければいけないのではないかと。

繰り返しになってしまいますけれども、経産省の場合、このスキームは一般社団を通して、言い方が悪いかもしれませんが、隠れみのにして複数構造でやっているスキームがほかにもあるので、そこは見直しをしなければいけないのではないかと思います。

○柴田事務局次長 アトキンソン委員、お願いします。

○アトキンソン評価者 まず幾つかの事実を確認したいと思いますけれども、一次と二次というのは、資料で見ると似ているような業務を行っていると思いますが、その認識でよろしいのでしょうか。

○経済産業省 一次請のところは、そこから先の振込業務を除く申請サポート業務、審査業務、コールセンター業務をやっていたのが第一次の体制でございます。

第二次の体制におきましては、一次請のところはそれぞれで申請サポート、審査、システムコールセンター、振込、それぞれの業務を分けて実施をしていたのが状況でございます。

○アトキンソン評価者 素朴な疑問なのですが、資料の2ページのところで669億をかけて4.4兆円の給付をしたということで、これで1.5%の経費率になります。デロイトのところだと306億で1.1兆です。これは2.8%なのですが、なぜこんなに違うのですか。

○経済産業省 一概に比較は難しいのですが、デロイトでは、8月31日までの給付案件において、様々な審査上の対応事項が増えていたことはあると思います。例えば不正受給のお話、また、様々な対象主体の確認事項についての第一次補正事業を踏まえて、ノウハウを用いた審査対応がそれなりにかかっているということだと思います。その意味で難しい案件というか、そういったものが後半に出てきている結果というのが私の認識でございます。

○アトキンソン評価者 1.9倍の違いです。これを一件一件で見ると、88万件を処理していくために306億円かかっているとすると、1件当たりで3万4773円になります。一次ですと、4.4兆円を処理していくために1万9911円になっていますので、この差はどんどん大きくなっているわけなのですが、九次なのか、四次なのかというよりは、九次の

ほうが経費はかかっていないのに、四次のほうが逆にかかっていることを考えると、別に九次だろうが、四次だろうがというのはあまり関係がない気はします。

それと一緒に、こちらの説明資料で計算をしますと、サポート会場の申請サポートは287.3億円かかっている、28万者を処理したということなのですけれども、そうすると、1件当たりで1万2,607円になりますが、二次は5万者のために77億3000万になっているわけなので、これで15万4600円かかっています。これと同じような業務だと思えるのですけれども、なぜこんなに違うのですか。

○経済産業省 今、アトキンソン先生から御指摘いただいた数字のところは、まさにそのとおりだと思います。二次の事業につきましては、先ほどの申請の件数、また、給付の件数が初めのほうにたくさん来ていたということと、御説明を必要とされる方、サポートを必要とされる方も、前のほうにたくさんおられたというのが結果だったと思います。

二次のほうはそのようなある種お客様というか、対応案件が一次に比べてやや少ない状況の中で、ただ、事業そのものは事業期間で実施していかなければいけませんので、その中で、今、御指摘の数字でのかけ合わせでは、そのような結果になったということだと思います。

○アトキンソン評価者 ここで一番肝心なところになりますけれども、計算上で電子申請をした人たちに係るコストは、1件当たり1万5000円ぐらいかかっていると思います。電子申請が困難な人向けと書いてありますけれども、先ほどの話ですと10万円かかったのか、15万かかったのかというのは、7～8倍から10倍ぐらいかかりました。

今の世の中でそもそも電子申請が困難な人というのは、何を基準にして電子システム申請が困難なのか。なぜ電子が困難なのかということと、このぐらいの10倍ぐらいのコストをかけて対応をしたというのは、要するに電子でもやらせてもらうやり方はなかったのか、そもそも来た人は、来たのだから、電子はいいから10倍かけてやります、この基準は何だったのか。電子に回ってもらうための努力というのはどこまでできたのか、ほかにできるのかということはポイントです。

要するにこれから考えていった場合、電子は嫌だからやらないと言って、せっかくデジタルに移行と言っているのに、お金が欲しいにもかかわらず、10倍のお金をかけてやってくださいということなので、こういう問題が将来的に上がったときに電子以外はどこまで抑えるのがポイントになると思うのですけれども、この体制に関してはどういう考えなのかを教えてください。

○経済産業省 ありがとうございます。

まず電子手続で実施する、すなわちシステム上をワンストップで申請を受けて、審査をして、給付を行うことをシステム処理するということは、私どもは大前提として大量で短

期間の処理と判断をしまして、このような体制にいたしましたということでもあります。

アトキンソン先生の今の御指摘の申請にサポートが必要な方に対してどこまでの手だてを講じるかというところについては、判断でありますけれども、給付金の目的がまさにお困りの方に給付金をお届けするということである以上、手続については、申請の手続にきちんとある種たどり着いていただくためのサポートは必要だということで、私どもは判断したものでございます。

ただ、結果として、最初から申請手続をデジタルで即座に行い、最初の140万件が5月なわけですけれども、このような形で早く申請をし、早く給付を受けられた方と、申請のサポートが必要で、そこから申請をして給付を受けられた方においては、結果、給付を受けていただけるタイミングで時間の違いが出ていることがあったものと存じます。

○アトキンソン評価者 要するにかかった経費の中で、7.8%の人が電子ではない申請をしました。ただ、経費の中で38.1%の経費がこの人たちに対応するためにかかったということと、九次の請負になっているということは、7.8%の人たちに対応するために、結果としてできました。だから、九次が問題ではなくて、7.8%の人たちのために38.1%の経費をかけたということです。

例えば将来のことを考えれば、電子でやらないという場合であれば、それこそお金をかけて対応して、非常に優しいということだと、そのコストの一部を負担してもらおうとか、電子でやればただで、人間がやった場合には補助金から1%引きますよと、そういうことをすることによって、お金がかかるのだったら電子で行こうという話になると思うので、頑張って電子でやると思うのですけれども、そのぐらいのコストがあるのにもかかわらず、ある意味、電子ではない人たちに対して無償で対応したので多大なコストがかかりました。あまりにもお人よしではないですか。

○経済産業省 この時点での私どもの対応につきましては、給付を必要とされる方にはしっかり給付をお受けいただくためのサポートをする事業として実施をいたしました。

ただ、電子について慣れていただいて、更にというところは、アトキンソン先生のおっしゃるとおりだと思いますし、この事業においては、デジタルで実施する入り口のところでのインセンティブ等は、特に設けていないものでありましたので、今後については、今の御指摘も踏まえた対応も当然選択肢となってくるものだと存じます。

○柴田事務局次長 池田先生、お願いします。

○池田評価者 御説明ありがとうございます。

各先生からいろいろ出ていますので、そこに重ならない部分の御質問させていただきたいと思います。

今回の事業において、モニタリングと効果検証について、どのようにお考えかというのをぜひお聞きしたいです。

その前に一点だけですが、履行体制図の中で、今、様々な議論に出っていますが、事業の中にも様々な項目があると思うのですけれども、特に審査は非常に重要だと思うのですが、これが結構下のほうにあるように見えています。これはどういうことなのかというのは、一つの御質問としてあります。

更に実際に給付を行った結果として、それがどのように使われているかであるとか、そういったモニタリングをどのように行ったのかということと、結果として、アウトカムとしては前年の倒産件数との比較が長期アウトカムとして出ておりますけれども、この事業は相当の金額が使われて、実際の経済といいますか、給付されたことによつてのどのような効果があったのか、こういったことが具体的に検証されるべきだと思いますので、そこについては、今どのように把握されているかということをごぜひお聞きしたいのが大きな一つです。

もう一つは、今後の話でございますけれども、いわゆる今回のキーラーニングスといいますか、事業としてはボリュームといい、時間軸といい、かなり難易度は高かったというお話をいろいろ伺っておるのですけれども、次回、また起こってほしくはありませんが、こういったことが起こったときに、例えば今回使われたシステムであるとか、あるいは従来の既存のシステムであるとか、方法とか、そういったものを使って、次回以降はどのように改善されるのかという見通しがあれば、ぜひ教えていただければと思っております。

○経済産業省 ありがとうございます。

一つ目の点でございますけれども、これは424万者に給付をして、424万者のそれぞれにおいてどのような効果があったのかというマイクロな形でのトレースは、私どもとしては実施できておりません。これは渡しきりの給付金でございますので、そのような形での効果検証は行っておりません。

効果としては、レビューシートにもございますけれども、他の政策と合わせた倒産件数という形でお示ししておりますので、これは補助資料の2ページ目にもありますが、令和2年、令和3年の倒産件数は非常に低い水準で抑えられたものになってございます。

その際の審査についての御指摘ございました。サービスデザイン推進協議会は、まさに非常事態宣言が最初に出て、その中での体制の構築だったわけなのですけれども、全国に審査センターを合わせて25会場をつくっております。それぞれある種、個別のランチを25会場つくりまして、そこで合わせて4,000人以上の方に対応していただいて、審査の対応となっております。

その意味で、1者において全部ということではなくて、それぞれに外注をして、そのような審査体制を構築したというのが事実関係でございます。

今後の対応につきましては、先ほどの私どもの補助資料の6ページの課題に関係がござ



いまして、こちらも御覧いただければと思います。

まず要素としては、今後、申請、審査、振込といった業務を仮に行うときに何が課題になるかというところがございます。申請のところは、まさにアトキンソン先生から御指摘いただきましたように、デジタルでこれが基本的に対応できれば、まさに一次におきましては300億ぐらいかかってしまった、外注費の相当程度を占めている対応になりますけれども、そういう申請サポートの負担がぐっと減ることになるかと思えます。

他方で、申請のときにこの時点でも実はgBizIDはあったわけなのですが、残念ながら、数万件、1桁台でございまして、今回、それを2桁に上げて対応するときに、gBizIDの受け口とそうではない人の受け口を別々につくるのではなくて、このときにはワンストップで新たに申請を受け付けさせていただく窓口をつくったものでございます。

gBizIDは、今、相当取られていると思えますし、中小企業庁の補助金を御利用いただく際には必ず取っていただいているわけなのですが、このIDを平時において広範に皆さんにお持ちいただいている状況で、今回の給付金で対応したような様々な主体、申し上げました農業法人や学校法人、その他公益法人も含めて、こういったところにそれぞれお持ちいただいていると、仮にgBizIDならgBizIDを持って申請を受け付けられる形になりますので、それこそ新たなシステムが必要にならないと思えます。

あと、審査のところにおきましては、これは要件のつくり方の問題だと思います。このところについてどのような形になるのか。例えばNPOの売上げについては、どのように支援するのか等々について考える必要がありますので、このあたりは審査システムが必要になると思えます。

また、振込のところにつきましては、現状は公金受取口座の個人についてはマイナンバーとひもづいて制度があるわけなのですが、そのような法人に対してあらかじめ振り込むような口座といったものが把握できていれば、非常に簡単になると思いますが、残念ながら現時点ではそういう形にはなってございません。

例えば1か月後、このような事業をもう一回やるときには、口座番号を入れていただいて、そのときにはメール、写メで頂くものも含めて、私ども受け付けたわけなのですが、その写りが悪くて、振り込んだら届かないとか、こういうようなトラブルや手戻りも相当多発しましたけれども、こういった事態も想定されます。マシンリーダブルであらかじめ想定されるようなものがあるとなれば、相当軽くなると思えます。

長くなりました。失礼いたしました。

○池田評価者 お答えありがとうございます。

そのように補助金であるとか、ほかのシステムを活用できる話は、その後、どれぐらい具体的に進めてらっしゃるのか。そういうことを構築することで、例えば今回のようなことが起こったときに、次回はどのぐらいのコストが抑制されるのかということがもし既に計算されているものがあるれば、あるいはイメージがあれば、ぜひ教えていただければと思

います。

○柴田事務局次長 お時間を迫っていますので、簡潔にお願いいたします。

○経済産業省 私見でありますけれども、繰り返しになりますが、今、中小企業庁の補助金はgBizIDを取っていただいて、J グランツを使わせていただいて、その先に補助金の審査、交付のシステムにつなげる形でのデジタルの一貫した体制になっております。

これをほかの主体に対応するためには、IDをたくさんしっかり持っていただくことが必要になりまして、審査のシステムは、審査する内容を事業の実態を踏まえての対応というのは、あらかじめしっかり想定して対応できるかどうか、枝分かれが少ないようにできるかどうかによってくると思います。

○柴田事務局次長 簡潔にお願いします。

○上山評価者 システムのことですが、今、gBizIDを今後使われるというお話で、普及させて使えるようにするというお話だったと思います。ちなみに、今回は何十億円かけてつくられたシステムというのは、今後どうなるのですか。何かしら活用のしようはあるのですか。

○経済産業省 今回、持続化給付金に対応してつくったシステムはこのためのものでありますので、これをそのまま活用ということにはなりません。

○上山評価者 似たような多分事業は出てくると思うのですが、そういったものが出てきたときに、仮に活用する、活用しないというのは別として、活用できるようにはなっているのですか。要は権利関係を国で持つような形にはなっているのですか。あるいは要求すれば権利関係を移転させることができるようにはなっているのですか。

○経済産業省 そこは上山先生がおっしゃるとおりで、システムそのものは物理的にはなくなるわけなのですが、ノウハウ、どのようなシステムが今回用いられたかというところについては、私どもで把握できておりますので、その意味で今後も活用が可能になります。

○上山評価者 国で権利は保有しているということでしょうか。

○経済産業省 権利ということではないと思います。

○上山評価者 それでは、何ができるのですか。権利がない、向こうが権利を持っているということは、基本的には国の裁量ではできないという話にはなってくると思うのですが、逆にも、逆に言うと、契約書でそのところの縛りをしなかったのですか。

○経済産業省 失礼いたします。

システムについては、請負会社でもともと会社全体で持っているシステムの中の一部を使ってやっているものですから、それを独立して私どもが権利をもらうといった仕組みにはなってございません。

○上山評価者 何十億も払って、それはあり得ない話だと思うので、今回、そこら辺のところは仮に何も取ることができない形になっているのだとしたら、ゆるゆるであり得ない話だと思うので、今後の委託契約の中で発注したものに関して、当然国で権利を有する形にしたほうがいいと思います。

○経済産業省 恐れ入ります。ただいま即答はできませんけれども、実際に事業を行って、その後、全く何も口も利けませんということでは全くなくて、ノウハウについてはきちんとしたいと思います。

○上山評価者 当然普通に口は聞けるのでしょうけれども、それは権利として契約上もしくは法的には確保されてないところが問題だというお話をしているので、そのところはきちんと確保するような形にしていかなければいけないということを言っています。次回からそのようにしていただければと思います。

○アトキンソン評価者 二つだけです。100%デジタルにしなかったことで、コストでは333億円が余計にかかったということになりますので、このようにならないようというのはお願いしておきたいと思います。

それと、2ページのところです。倒産件数を出しているのですが、これはやめたほうがいいのではと思います。御存知のように、個人事業主が67%です。個人事業主は原則倒産しません。廃業・解散になりますので、廃業・解散のデータを示すべきです。個人事業主は倒産手続を原則しないわけなので、資料の理屈は理屈になっていないということなので、改めていただきたいと思います。コメントだけです。

○柴田事務局次長 それでは、予定の時間が来ておりますけれども、最後にもし大臣から御質問、御意見があれば、お願いします。

○河野行政改革担当大臣 ありがとうございます。

今回はコロナということで、かなりいろいろなものをスピードアップしてやってくださいということでしたので、今日、皆様からのいろいろな御指摘はごもっともなところはたくさんあると思います。

アトキンソンさんからデジタルでなかったためのコストの話がございました。これはパンデミックだけではありませんが、給付をするためのシステムを今後に備えて、今後の給付スキームをデジタルでできるようなものをきちんとする。今日、デジタル大臣も来いますから、デジタル庁で責任を持ってやるということなのだと思います。

そのためには政府のシステムのUIが結構めちゃくちゃで、相当慣れている人でも使いにくく、デジタルに慣れてない人はもう全くできないということで、それでもデジタルでやるというのはなかなか難しいので、UIをちゃんとした電子申請でほとんど誰一人取り残されないような給付スキームをつくることは、デジタル庁を筆頭に政府全体でやらなければいけないことで、それが政府のデジタル化なのだと思います。UIのことをきちんとやることです。

これを見ると、個人事業主が多いわけですが、今、gBizIDを個人事業主に出てないですよ。出ている人がいるのかもしれませんが、個人事業主のIDをどうするかというのは、いろいろところで議論をしているところなので、個人はマイナンバー、法人はgBizIDということだと、個人事業主はどうするのかというところをきちんと見ておかなければいけません。

このコロナ禍のように、例えば都内ということですと、法人の中でも都内にある店舗と北海道にある店舗と分けるのかといったときに、店舗番号で取れるのだろうかというようなことを考えると、更にgBizIDの番号体系をどうするのかも議論をしていけないんだらうと思います。今、ベースレジストリーの議論をしていますので、その中でしっかり押さえていきたいと思います。

それから、その中で売上利益のようなものがきちんとリンクをしているのかどうかというのは大事で、後はどうなっているか見ていませんとするけれども、gBizIDで申請をしたところは、少なくともそこが倒産したのか、残っているのかというのは分かるのではないかと思います。そうすると、全部を見るわけにはいかないけれども、gBizIDで申請してきた企業が倒産してしまったのか、残っているのかというのは、取れるのではないのかなと思うので、これはやってみていただいて、効果があったのか、ほかと変わらなかったのかというのは分かるのではないかと思います。

このレビューシートを見ると、100万円以上で公表に同意をしたところは出していますと言うけれども、本当はみんな公表しないといけないのではないのでしょうか。100万円以上で公表に同意などというルールは多分なかったと思うので、その公表の仕方はきちっとやっていただきたいと思います。

西村大臣なのか分かりませんが、国からの給付金を受け入れると、法人税か何か課税されるから社団をかましたという御答弁がありました。デロイトも元請をやっていると

すると、給付の話を1回整理しておかないといけないと思います。国からの給付でも法人に入ると、そこで法人税の対象になるというのなら、法律でそれをはじけばいいわけですし、次にそういうことにならないようなスキームは考えておかないといけないと思いますし、一般社団はいいけれども、デロイトはどうだったのだろうかというのは、ここからは分からないので、国からの給付に課税される部分をどうするのかというのは、次に向けてきちんと整理をしておいていただきたいと思います。

最後に一つだけ、何とか協議会、実態はあるのに実績はあるのですか。おかしな気がするのですが、そのところはなぜここだと元請ができるのかというのがよく分からないような気がしました。

○柴田事務局次長 コメントはございますか。よろしいですか。

○経済産業省 一般社団法人としてのサービスデザイン推進協議会は、実態も実績もあるということだと思いますし、先ほど御指摘いただいたデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザーについては、デロイト本体で株主に向けて公表しなければいけない財務諸表が電通における位置づけとは違うところも一因だと思いますが、この事業費を受け込む際に当たっての課題は、大臣がおっしゃったとおりだと思います。

○河野行政改革担当大臣 株主向けはデロイトのルールでいいと思うのですが、国からのお金はデロイトのルールではなくて、国のルールで公表をしてもらわないと、そこはいかぬのではないかと思いますので、同意をしたら公表するけれども、同意をしなかったら公表しませんというのなら、元請はできませんということは明確にしておいたほうがいいです。

○柴田事務局次長 それでは、お時間にもなりましたので、伊藤委員におかれましては、取りまとめの準備をお願いしたいと思います。

政務官から感想はよろしいですか。

それでは、伊藤委員、お願いします。

○伊藤評価者 取りまとめに行きたいと思います。

先ほど大臣からお話があった実態がないのに実績があるということは、途中、ニコ生のコメントでも出ていたので、同様に感じられる方がいたのではないかと思います。

あと、取りまとめの前に、今、gBizIDはデジタル庁が所管をしていますし、デジタル大臣がいますので、たしか振込をするときに民間の金融機関だったら、口座番号を入れたら自動的に入る。これは金融機関同士のネットワークがあるからなのだけれども、行政がそれをやろうとすると、今、そこまでネットワークが入っていないという技術的な問題はあるのですが、そこをどうクリアするかによってそれが実現できると、かなりコストが落ち

るところではないでしょうか。加えて、アウトカム検証についても、デジタルをすることができるというところだと思います。それを踏まえて、取りまとめにいきたいと思います。

多数の事業者に対する給付金を支給する事業について民間事業者への事務委託を検討する際は、事業目的を着実に達成するため、審査をはじめとする給付事務について、どこまでを国が実施し、どこまでを民間事業者に委託するかに関して、十分な検討を行うべきである。

特に、大規模な給付事業は予算規模も大きくなることを踏まえ、国民に疑念を抱かれることが無いよう、受託業者の選定に際しては、受託事業者の能力をはじめとした妥当性や透明性を十分に考慮し、再委託ありきとならないよう留意する必要がある。その際、全国規模で行うことが困難なときには分割発注やJVの働きかけなどの工夫も考えられる。

それでも、再委託率が高くならざるを得ない可能性がある場合は、中間検査や確定検査などにより、間接コストが増大しないよう発注者から元請へのチェックを厳格に行うなど、適切な支出が行われているかを十分に検証できるようにすべきである。

また、複層的な再委託が行われると、各階層の委託先における業務内容や、当該業務のために要した費用が不透明になりやすい。本事業においても、まだ不明確な部分があること、各階層の再委託先における支出の適切性は厳しく問われることを踏まえ、十分かつ分かりやすく情報を開示するべきである。

本事業だけでなく、同様のスキームで行っている事業についても、本事業と同様の課題が生じていないか点検していくべきである。

非常時においても、事後であったとしても効果検証が可能となるようなアウトカム指標を適切に設定するべきである。また、事後の効果検証を行ったうえで、今後、同様の状況になったときに円滑に事業が執行できるよう更なる総括が必要である。

上記効果測定とともに事業者への迅速かつ効率的な給付を可能とするため、給付事業の実施スキームの検討に際して、国の既存の給付システムや民間の新たなデジタル技術などの積極的な活用を検討するべきである。

また、デジタル庁においては、既存給付スキームの効果的な活用を図る観点から、法人・個人事業主向け行政手続の共通認証システム（gBizID）の事業者による利用を促進するとともに、口座情報を登録可能とすることを検討するべきである。

以上です。

○柴田事務局次長 伊藤委員、どうもありがとうございました。

それでは、ちょっと時間が超過して大変申し訳ございませんでしたけれども、以上をもちまして本テーマに係る議論を終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。